

9. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さま（未成年者は除きます。）は、定期預金を総合口座の担保とすることにより当座貸越をご利用いただけます。（担保定期預金は自動継続となります。） ＊貸越限度額は担保定期預金の合計額の90%、ただし最高限度額は350万円。 ＊貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率。 ・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。（マル優の対象条件等は法令の定めによります。）
10. 期限前解約 時の取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として満期日前に解約することはできません。やむを得ない事情で満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数及び預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息並びに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数及び預入期間に応じた期限前解約利率（詳しくは「自由金利型定期預金（M型）及び変動金利定期預金の期限前解約利率」をご覧ください。）により計算した利息の合計額（期限前解約利息）とともに払戻します。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を精算します。
11. 金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭のマルチメディア情報表示画面または当金庫ホームページの「金利のご案内（円預金金利）」をご覧ください。
12. 預金保険の 適用	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の対象預金です。1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息が保護されます。
13. 苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に営業店またはリスク統括部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
14. その他参考と なるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。

川崎信用金庫